

腐敗防止基本方針

アクティス・ジャパン株式会社(以下「当社」)は、法令諸規則または社会慣行及び慣習に反する腐敗行為が行われることを未然に防止し、業務の健全性及び適切性を確保し、企業の社会的責任を果たすことを目的とするために、本基本方針を定め、腐敗行為防止に関する取り組みを徹底します。

1. 定義

腐敗行為とは、贈収賄、横領、背任、利益供与の強要、社会通念を超えた接待・贈答等の提供・受領等、権限を濫用して不正な利益を得ることを意味します。

2. 適用範囲

本基本方針は、当社のすべての役員及び、嘱託社員・派遣社員・契約社員・パートタイマーを含むすべての従業員(以下「すべての従業員」)に適用します。

4. 腐敗行為の禁止

当社は、すべての従業員が、能動的・受動的の別を問わず、自らの意志または勧誘を受けた後に、贈答品や何らかの利益(賄賂)を提供、または申し出る行為を行いません。また、国内外を問わず、公務員その他あらゆる利害関係者に対して、不当・不正な利益を得る目的をもって、金品、その他の利益や便宜の授受などの違法な行動および不当な利益追求することを行いません。

5. 教育

当社は、本基本方針が遵守されるよう、すべての従業員に対し腐敗防止に関する教育・周知徹底を実施し、腐敗防止に継続的に取り組みます。

6. 内部管理体制

当社は、就業規則の整備、適切な会計処理・管理などにより内部管理体制を充実させ、腐敗行為の防止に取り組みます。また、「内部通報窓口」を設置し、腐敗行為の防止に努めるとともに、腐敗行為が発覚したときは、必要な措置を迅速かつ適切に講じます。報告または内部通報をおこなったすべての従業員に不利益が生じないよう通報者保護の徹底を図ります。

2024年5月1日

アクティス・ジャパン 株式会社